

## 告 示

### 埼玉県告示第四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキネビル

埼玉県草加市清門四百一番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

小売業者の変更により新たに開設される店舗につきましては、近隣の商店会（新田西口商店会）への加入をご検討いただくほか、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合等への加入及び実施する市内商業の活性化に関する事業への協力をご検討ください。

また、地元町会等の地域活動への協力要請があった際には併せてご協力ください。

#### 二 縦覧期間

令和二年一月二十一日から令和二年二月二十一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター